

## 「監査役会規則（ひな型）」の改正について

公益社団法人日本監査役協会は、会社法の改正及び改正会社法に係る法務省令の改正を踏まえた「監査役会規則（ひな型）」の改正の検討を進めてまいりましたが、今般理事会の承認を得て改正内容が確定いたしましたので、別紙のとおり公表いたします。今回の改正の主な内容及び留意点は、下記のとおりです。

### 改正の主な内容

- ・業務の適正を確保するための体制について、改正会社法施行規則第 100 条第 3 項で体制の内容として例示される事項が拡大されたことへの対応。(第 13 条)
- ・改正会社法第 344 条で会計監査人の選解任議案の内容の決定権が監査役に付与されたことへの対応。(第 19 条)
- ・改正会社法第 427 条で、責任限定契約の対象が、「社外」から「非業務執行」に変更されたことへの対応。(第 21 条)
- ・改正会社法施行規則第 42 条の 2 第 7 号及び第 55 条の 2 第 7 号で、支配権の異動を伴う募集株式の発行等が行われる際に監査役の意見が株主に対する通知事項に含まれることとなったことへの対応。(第 23 条)
- ・公用文の用語法に沿った用語の修正。

今回のひな型の改正が各社における監査役会規則の見直しの一助となれば幸甚の限りです。また、改正会社法及び法務省令に従って実務を行う限り、今回のひな型の改正内容を改正会社法及び法務省令の施行日である 5 月 1 日までに各社の監査役会規則に反映させなければならないものではありませんので、各社のご事情を勘案しながら監査役会規則をご検討いただけたらと考えております。

改正法令に則った適切な実務の実施との観点からは、当面会計監査人の再任・不再任の手續への対応が肝要と考えますが、改正会社法及び法務省令に対する監査役の対応としては、既に当協会から、本年 3 月 5 日に「改正会社法及び改正法務省令に対する監査役等の実務対応」及び「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応指針」を公表しております（当協会ホームページからダウンロードの上、入手することができます）ので、ご参照いただければ幸甚に存じます。

以 上